

# 【サクラサク】利用契約書

(契約の締結)

第1条 運営会社 株式会社サクラサク を甲、利用者 ○○○○○ を乙として、甲乙間において、甲が運営するインキュベーションオフィス「サクラサク」（以下、本施設）の利用契約を、次の通り締結する。

(利用期間)

第2条 利用期間は ○○○ 年 ○○月 ○○日から利用開始日とし、甲または、乙が相手方に対して格段の意思表示をしないときは、翌月1日より1ヶ月ごと、同一の契約条件で更新されるものとする。

(利用料)

第3条 (1)乙は、2020年9月末日に9月利用分、10月利用分、利用料金に応じた施設利用料(以下、入会金)、並びにカードキー発行料を、甲に支払う。上記は、会員費用滞納時の保証および施設の維持費びあてるものとし、退去時に返金されない。  
(2)乙は、甲に対して、翌月分の会員費用、および前月分の印刷料、会議室利用料を甲指定の口座自動振替により支払うものとする。  
(3)電気料、インターネット使用料は会員費用に含まれる。  
(4)通常の営業時間(平日8-22時)を除く施設利用料については、基本的に会員費用とは別途請求とする。  
(5)乙が会員費用、その他本契約において定めている金銭債権に延滞が生じた場合、甲は乙に対して、年率14.6%の割合による延滞損害金を請求することができる。

(利用者の善管また原状回復義務)

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本施設を保全に努めなければならない。乙は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、自己又来客者、乙の関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、それらを原状回復し、その賠償をしなければならない。

(禁止事項)

第5条 乙は、本施設の利用にあたり、危険な行為、騒音や悪臭の発生など、他の会員や近隣への迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為、ならびに本施設に損害や不利益を及ぼす行為をしてはならない。特に以下の各項における行為は強く禁止する。  
(1)生き物の持ち込み飼育の禁止  
(2)周囲に迷惑を及ぼす音量の音楽・映像再生の禁止  
(3)通路や共用部への私物放置の禁止  
(4)衛生面を怠った際の臭い、悪臭物の持ち込みの禁止  
(5)個別の印刷機・冷暖房機器・コーヒーマーカーなどを持ち込み、著しく電力を使用する行為の禁止  
(6)事前の申し出や、甲との契約を締結せずに、本施設の住所を利用する行為（法人登記を含む）の禁止  
(7)宗教やマルチ商法、および保険商品などの勧誘行為の禁止  
(8)アダルト及び出会い系サイトの運営、および風俗関係業務の禁止  
(9)他の利用者もしくは運営スタッフへの暴言や暴行を伴う行為の禁止

(契約の解除)

第6条 乙が解約する場合、解約予定の月末日から起算し、3ヶ月以上の猶予期間をもって、甲に書面(Eメールも可)で通知しなければならない。利用料金により、住所利用または、会社登記を行っている場合には、甲への通知より前もって、他所への住所および登記移転手続きを終えているものとする。

(契約の解除)

第7条 乙が下記のいずれかに該当したときは甲は催告、その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。  
(1)本契約の各条項に違反したとき。  
(2)入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。  
(3)1ヶ月以上の長期にわたり連絡が取れず、所在不明となったとき。

(暴力団等の排除)

第8条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らかの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本施設内の使用場所を直ちに明け渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく本施設の使用を拒むことができ、乙はあらかじめ承諾した。  
(1)乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明し

た時。

(2)乙の代表者、本施設の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明した時。

(3)本施設内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、提灯等を掲示した時。

(4)本施設に暴力団構成員、同準構成員を反復継続して出入させた時。

(5)本施設、共用部分その他本施設周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行った時。

(6)本物件、共用部分その他本施設において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えた時。

(暴力団等の排除)

第9条 第7条4項において、甲は、本施設に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙は一切の権利を放棄したもとして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(立入り)

第10条 甲は、本施設の防火上または、本施設の維持管理上、特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得ずに、乙が利用する座席(ロッカーも含む)に立ち入ることができる。

(サービス内容及び料金の変更)

第11条 甲は、サービス内容、本施設内の座席配置、および会員費用、事務手数料などをはじめとする料金プランを、経済事情の変動、公租公課の変更、その他の事情により不相応になった時は、変更することができるものとする。

(施設の廃止・利用制限)

第12条 火災、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、インフラ整備・メンテナンスの際、その他やむを得ない事由が発生した場合は、甲はサービス及びオフィスの一部又は全部を廃止し、又、その利用を制限することができる。本項に基づく廃止又は利用制限によって乙に生じる損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(個人情報の取り扱いに関して)

第15条 甲は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人に同意なく第三者に個人データを提供しません。  
(1)法令に基づく場合  
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

以上、本契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各1通を保管する

○○○年○○月○○日

運営会社（甲）	住 所	東京都渋谷区神宮前6-10-9原宿董友ビル4階
	氏 名	株式会社サクラサク 代表取締役 山崎 伸治
		印

利用者（乙）	住 所	
	氏 名	
		印